

第26期東京都自然環境保全審議会第3回鳥獣部会

日 時 令和6年5月22日(水曜日) 午前10時～
形 式 WEB会議

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

審議事項

諮問第485号 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

3 閉 会

【配付資料】

資料1 東京都奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

資料2 東京都指定奥多摩鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】(案)

参考資料1 鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

参考資料2 「資料2(1)エ 動物相の概要」 変更内容

参考資料3 令和5年度 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区鳥獣相調査結果

参考資料4 鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

第26期東京都自然環境保全審議会 鳥獣部会委員名簿

氏 名	役 職 名 等
石 井 信 夫	東京女子大学名誉教授
入 交 眞 巳	(公社)東京都獣医師会理事 東京農工大学ディープテック産業開発機構特任准教授
田 尻 浩 伸	(公財)日本野鳥の会自然保護室室長
山 崎 晃 司	東京農業大学教授
山 崎 靖 代	東京都森林組合副組合長
相 原 宏 次	(一社)東京都農業会議事務局長
八 尾 明	(公社)東京都猟友会会長

1 概要

(1) 位置

東京都西多摩郡奥多摩町

(2) 面積

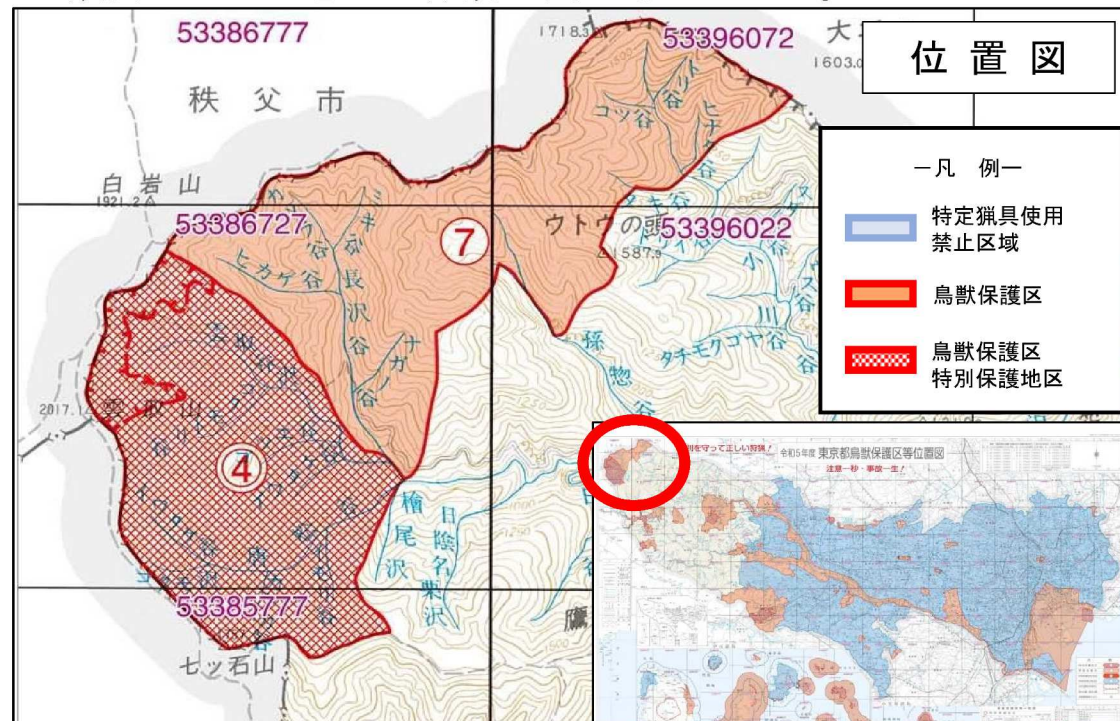
1,173ヘクタール

(3) 現指定期間

平成16年11月1日から令和6年10月31日まで

(4) 指定目的

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原生的な自然が多く残されている。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠA類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。



2 指定期間の更新について

(1) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(2) 保護に関する方針

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするため、職員や鳥獣保護管理推進員による巡視をするとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、普及啓発活動に取り組む。
- エ 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。



3 指定までの想定スケジュール

- ・令和5年12月 自然環境保全審議会へ諮問
- ・令和6年2月 鳥獣部会審議（1回目）
- ・令和6年4～5月 意見照会（関係地方公共団体等）
指定予定に関する縦覧・告示
- ・令和6年5月 鳥獣部会審議（2回目）
- ・令和6年6月 自然環境保全審議会本審議会
- ・令和6年9月 環境省へ届出（指定公示の30日前）
- ・令和6年10月 指定公示

※奥多摩鳥獣保護区も同時更新

東京都指定奥多摩鳥獣保護区
特別保護地区計画書
【指定】

(素 案)

令和 6 年 月

東 京 都

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町所在都有林（東京都水道水源林日原分区）中 38、39 及び 50 から 57 までの林班の区域一円

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

奥多摩鳥獣保護区は、奥多摩町にある雲取山の東部に位置しており、地域一帯の植生はブナやミズナラ等の落葉広葉樹林が主となっている。こうした自然環境において、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、準絶滅危惧に分類されるアオバトやアオゲラなどの多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原生的な自然が多く残されている。また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧 IA 類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する方針

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

- (2) 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- (3) 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限とするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。
- (4) 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。

3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積

別表1のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

標高2,017メートルの雲取山を中心とした当該区域は、東京都西部の奥多摩町に位置している。

イ 地形、地質など

当該区域が含まれる雲取山（標高2,017m）は奥多摩町の北東、埼玉県大滝村・山梨県丹波山村との境にあり、日原川、後山川、大洞川の分水嶺である。

雲取山を含む奥秩父主稜は西南部に高く東及び北に向かって低くなっている浸食山塊で、2,000メートル以上の高峰20数座、1,500メートル以上の山峰80余を数え、独立峰を除く連峰では南、北、中央アルプス、八ヶ岳に次ぐ、高山地帯である。しかし、火山が全くないのが大きな特徴となっている。

雲取山一帯に広く分布する中生代ジュラ紀から三畳紀を示す大滝層群は粘板岩、砂岩、頁岩、石灰岩、角岩、緑色岩、千板岩等がみられる。

ウ 植生の概要

当該区域が含まれる雲取山一帯は、コメツガ、トウヒ、ゴヨウマツ、モミなどの針葉樹に、シラカバなどのカンバ類、ナナカマド、カツラ等の広葉樹を加えた針広樹林の天然林が繁茂し、山頂部の針葉樹とともにシダ、蘚苔類の生育が旺盛で、原始的な森林を構成している。

雲取山山頂直下の石尾根の稜線には、広い防火帯が設けられ山地草原が維持されている。夏から秋にかけて、マルバダケブキ、ウスユキソウ、シモツケソウ、ヤマハハコ、ヤマオダマキ、ハナイカリ、コウリンカ、キリンソウ、クルマユリなどが咲く。

エ 動物相の概要

当該区域が含まれる雲取山一帯には、哺乳類ではキツネ、ニホンリスなどが生息し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネ、ニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠB 類に分類されるカグヤコウモリ、クビワコウモリや準絶滅危惧に分類されるツキノワグマなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。鳥類ではオオアカゲラ、カケス、エナガ、ウソや絶滅危惧ⅠA 類に分類されるハチクマや絶滅危惧Ⅱ類に分類されるキクイタダキなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表 2、3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

多摩地域を中心に、鳥獣類による植生被害、農林業被害が発生している。特に、当該区域においては、ニホンジカによる植生被害が顕著であるため、被害状況等を監視していく必要がある。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板を設置していく。また、その他、鳥獣の営巣等のため生息環境の維持・改善を図る。なお、当該地域を管轄する多摩環境事務所で管理する。

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
4	キジ目	キジ科	ヤマドリ				VU	
5	キジ目	キジ科	キジ				NT	
24	カモ目	カモ科	オシドリ			DD	VU	
26	カモ目	カモ科	オカヨシガモ					
27	カモ目	カモ科	ヨシガモ				EN	
28	カモ目	カモ科	ヒドリガモ					
30	カモ目	カモ科	マガモ					
32	カモ目	カモ科	カルガモ					
37	カモ目	カモ科	トモエガモ			VU	DD	
38	カモ目	カモ科	コガモ					
42	カモ目	カモ科	ホシハジロ				VU	
58	カモ目	カモ科	ミコアイサ				EN	
59	カモ目	カモ科	カワアイサ					
62	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				NT	
74	ハト目	ハト科	キジバト					
78	ハト目	ハト科	アオバト				NT	
127	カツオドリ目	ウ科	カワウ					
137	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ			VU	EN	
144	ペリカン目	サギ科	アオサギ					
147	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT	NT	
148	ペリカン目	サギ科	コサギ				VU	
184	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				NT	
185	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス				NT	
187	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				NT	
188	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				VU	
189	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	EN	
191	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ					
192	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ				DD	
193	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				NT	
244	チドリ目	シギ科	イソシギ				VU	
286	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ					
339	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	EN	
340	タカ目	タカ科	ハチクマ			NT	CR	
342	タカ目	タカ科	トビ				NT	
354	タカ目	タカ科	ツミ				VU	
355	タカ目	タカ科	ハイタカ			NT	VU	
356	タカ目	タカ科	オオタカ			NT	VU	
357	タカ目	タカ科	サシバ			VU	CR	
358	タカ目	タカ科	ノスリ				VU	
363	タカ目	タカ科	イヌワシ	天然	希少	EN		
364	タカ目	タカ科	クマタカ		希少	EN	EN	
366	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				EN	
367	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				EN	
372	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				EN	
374	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				CR	
378	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				CR	
383	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				NT	
385	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ				EN	
387	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	CR	
390	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ					
392	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ				NT	
393	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ				NT	
397	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				NT	
407	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		希少	VU	CR	
412	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	CR	
413	スズメ目	コウライウグイス科	コウライウグイス					
418	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU	

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
419	スズメ目	モズ科	チゴモズ			CR	CR	
420	スズメ目	モズ科	モズ				NT	
427	スズメ目	カラス科	カケス					
429	スズメ目	カラス科	オナガ				NT	
431	スズメ目	カラス科	ホシガラス				VU	
435	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス					
436	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス					
438	スズメ目	ククイタダキ科	ククイタダキ				VU	
441	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ					
442	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ					
443	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ					
445	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ					
457	スズメ目	ツバメ科	ツバメ					
461	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				NT	
463	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ					
464	スズメ目	ウグイス科	ウグイス				留	
465	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				NT	
466	スズメ目	エナガ科	エナガ					
477	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ				VU	
479	スズメ目	ムシクイ科	エゾムシクイ				VU	
480	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ				VU	
485	スズメ目	メジロ科	メジロ					
492	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ				VU	
500	スズメ目	レンジャク科	キレンジャク					
502	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ				NT	
503	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				NT	
504	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ				NT	
506	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ					
512	スズメ目	カワガラス科	カワガラス				NT	
513	スズメ目	ヒタキ科	マミジロ				VU	
514	スズメ目	ヒタキ科	トラツグミ				VU	
518	スズメ目	ヒタキ科	クロツグミ				NT	
520	スズメ目	ヒタキ科	マミチャジナイ					
521	スズメ目	ヒタキ科	シロハラ					
522	スズメ目	ヒタキ科	アカハラ					
525	スズメ目	ヒタキ科	ツグミ					
530	スズメ目	ヒタキ科	コマドリ				VU	
534	スズメ目	ヒタキ科	コルリ				EN	
536	スズメ目	ヒタキ科	ルリビタキ					
540	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ					
549	スズメ目	ヒタキ科	イソヒヨドリ				NT	
552	スズメ目	ヒタキ科	エゾビタキ					
553	スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ				NT	
554	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ				VU	
557	スズメ目	ヒタキ科	マミジロキビタキ					
558	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ					
561	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ				NT	
566	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ				NT	
569	スズメ目	スズメ科	スズメ					
573	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ					
574	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ					
575	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ				NT	
580	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ					
586	スズメ目	アトリ科	アトリ					
587	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ					
588	スズメ目	アトリ科	マヒワ					

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
591	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ				DD	
592	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ				NT	
597	スズメ目	アトリ科	イスカ				DD	
599	スズメ目	アトリ科	ウソ				VU	
600	スズメ目	アトリ科	シメ					
602	スズメ目	アトリ科	イカル				NT	
610	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ				NT	
617	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ				VU	
618	スズメ目	ホオジロ科	ミヤマホオジロ					
624	スズメ目	ホオジロ科	アオジ					
625	スズメ目	ホオジロ科	クロジ				EN	
1	キジ目	キジ科	コジュケイ ※					
8	ハト目	ハト科	カワラバト ※					
21	スズメ目	チメドリ科	ガビチョウ ※					特定
25	スズメ目	チメドリ科	ソウシチョウ ※					特定
合計	16目	45科	128種	1種	3種	16種	78種	2種

注) 種の指定等の要件

- I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物
特別天然記念物：特天、天然記念物：天然
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内希少野生動植物：希少
- III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔鳥類〕」（環境省編 2020年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU
準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP
- IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020年見直し版－」本土部ランク（東京都 2023年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅰ類：CR+EN
絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：留
- V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
特定外来生物：特定

「No.」は「日本鳥類目録 第7版」（平成24年9月日本鳥学会）による。

※：外来種

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
5	モグラ目	トガリネズミ科	シントウトガリネズミ				NT	
8	モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ				NT	
11	モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ				DD	
14	モグラ目	モグラ科	ヒメヒミズ				NT	
15	モグラ目	モグラ科	ヒミズ					
16	モグラ目	モグラ科	ミズラモグラ			NT	NT	
18	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ					
24	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ				VU	
25	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ				NT	
30	コウモリ目	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ				NT	
33	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ				EN	
35	コウモリ目	ヒナコウモリ科	カグヤコウモリ				EN	
39	コウモリ目	ヒナコウモリ科	モリアブラコウモリ			VU	VU	
43	コウモリ目	ヒナコウモリ科	クビワコウモリ			VU	EN	
46	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ				NT	
48	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ウサギコウモリ				EN	
51	コウモリ目	ヒナコウモリ科	テングコウモリ				VU	
52	コウモリ目	ヒナコウモリ科	コテングコウモリ				NT	
56	サル目	オナガザル科	ニホンザル				NT	
57	ネコ目	イヌ科	タヌキ					
59	ネコ目	イヌ科	キツネ					
65	ネコ目	イタチ科	テン					
67	ネコ目	イタチ科	イタチ					
70	ネコ目	イタチ科	オコジョ			NT	VU	
72	ネコ目	イタチ科	アナグマ					
85	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ				NT	
86	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン ※					
129	ウシ目	イノシシ科	イノシシ					
130	ウシ目	シカ科	ニホンジカ					
132	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	特天			VU	
136	ネズミ目	リス科	ニホンリス					
138	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ					
140	ネズミ目	リス科	ムササビ					
144	ネズミ目	ネズミ科	ヤチネズミ				NT	
145	ネズミ目	ネズミ科	スミスネズミ					
146	ネズミ目	ネズミ科	ハタネズミ					
151	ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ					
152	ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ					
159	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	天然				
164	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ					
合計	7目	16科	40種	2種	0種	4種	21種	0種

注) 種の指定等の要件

- I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物
特別天然記念物：特天、天然記念物：天然
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内希少野生動植物：希少
- III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔哺乳類〕」（環境省編 2020年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU
準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP
- IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020年見直し版－」本土部ランク（東京都 2023年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅰ類：CR+EN
絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：留
- V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
特定外来生物：特定

「No.」は「日本野生鳥獣目録」（平成14年7月環境省）による。

※：外来種

鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 概要

(1) 鳥獣保護区

東京都では、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区に指定している。

令和 6 年 5 月現在、39 箇所 48,635 ヘクタールの鳥獣保護区を指定している。

なお、鳥獣保護区では狩猟が禁止されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日付法律第 88 号）」第 28 条

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

東京都では、鳥獣保護区の区域において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる地域を特別保護地区に指定している。

令和 6 年 5 月現在、8 箇所 2, 887 ヘクタールの特別保護地区を指定している。

なお、特別保護地区では、狩猟の禁止に加え、一定の開発行為も規制されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日付法律第 88 号）」第 29 条

<要許可行為>

- ・建築物その他工作物の新改増築
- ・水面の埋め立て又は干拓
- ・木竹の伐採 など

2 自然環境保全審議会との関係

(1) 鳥獣保護区

新規指定及び区域の拡張する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

新規指定、区域の拡張及び存続期間を延長する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

資料 2 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】(素案)

「(1) エ 動物相の概要」 変更内容

【変更前】

当該区域が含まれる雲取山一帯には、哺乳類ではツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、キツネ、ニホンリスや文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネなどが生息している。鳥類ではハシブトガラス、カケス、エナガや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠA類に分類されるハチクマや絶滅危惧Ⅱ類に分類されるキクイタダキなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。

【変更後】

当該区域が含まれる雲取山一帯には、哺乳類ではキツネ、ニホンリスなどが生息し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネ、ニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠB類に分類されるカグヤコウモリ、クビワコウモリや準絶滅危惧に分類されるツキノワグマなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。鳥類ではオオアカゲラ、カケス、エナガ、ウソや絶滅危惧ⅠA類に分類されるハチクマや絶滅危惧Ⅱ類に分類されるキクイタダキなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。

令和5年度 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区鳥獣相調査結果（鳥類）

※黄色塗は今回追加した種

参考資料3

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件					現地調査	文献調査	備考	東京都RL	多摩の鳥	奥多摩町誌
				I	II	III	IV	V						
4	キジ目	キジ科	ヤマドリ				VU		○	○	時間外	○		○
5	キジ目	キジ科	キジ				NT		○	○		○		○
24	カモ目	カモ科	オシドリ			DD	VU		○	○		○		○
26	カモ目	カモ科	オカヨシガモ						○	○				○
27	カモ目	カモ科	ヨシガモ				EN		○	○				○
28	カモ目	カモ科	ヒドリガモ						○	○				○
30	カモ目	カモ科	マガモ						○	○				○
32	カモ目	カモ科	カルガモ						○	○		○		○
37	カモ目	カモ科	トモエガモ				VU	DD	○	○				○
38	カモ目	カモ科	コガモ						○	○				○
42	カモ目	カモ科	ホシハジロ				VU		○	○		○		○
58	カモ目	カモ科	ミコアイサ				EN		○	○		○		○
59	カモ目	カモ科	カワアイサ						○	○				○
62	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				NT		○	○				○
74	ハト目	ハト科	キジバト						○	○				○
78	ハト目	ハト科	アオバト				NT		○	○	ライン	○		○
127	カツオドリ目	ウ科	カワウ						○	○				○
137	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ				VU	EN	○	○				○
144	ペリカン目	サギ科	アオサギ						○	○				○
147	ペリカン目	サギ科	チュウサギ				NT	NT		○	聞き取り			○
148	ペリカン目	サギ科	コサギ				VU		○	○				○
184	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				NT		○	○		○		○
185	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス				NT		○	○		○		○
187	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				NT		○	○		○		○
188	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				VU		○	○				○
189	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ				NT	EN	○	○		○		○
191	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ						○	○				○
192	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ				DD		○	○		○		○
193	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				NT		○	○		○		○
244	チドリ目	シギ科	イソシギ				VU		○	○				○
286	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ						○	○				○
339	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ				NT	EN	○	○				○
340	タカ目	タカ科	ハチクマ				NT	CR	○	○	時間外	○		○
342	タカ目	タカ科	トビ				NT		○	○		○		○
354	タカ目	タカ科	ツミ				VU		○	○		○		○
355	タカ目	タカ科	ハイタカ				NT	VU	○	○		○		○
356	タカ目	タカ科	オオタカ				NT	VU	○	○		○		○
357	タカ目	タカ科	サシバ				VU	CR	○	○				○
358	タカ目	タカ科	ノスリ				VU		○	○		○		○
363	タカ目	タカ科	イヌワシ		天然	希少	EN		○	○				○
364	タカ目	タカ科	クマタカ			希少	EN	EN	○	○		○		○
366	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				EN		○	○				○
367	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				EN		○	○				○
372	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				EN		○	○		○		○
374	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				CR		○	○				○
378	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				CR		○	○		○		○
383	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				NT		○	○		○		○
385	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ				EN		○	○		○		○
387	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ				EN	CR	○	○				○
390	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ						○	○	ライン			○
392	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ				NT		○	○	ライン	○		○
393	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ				NT		○	○		○		○
397	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				NT		○	○	ライン	○		○
407	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ			希少	VU	CR	○	○				○
412	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ				VU	CR	○	○		○		○
413	スズメ目	コウライウグイス科	コウライウグイス						○	○		○		○
418	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU		○	○		○		○
419	スズメ目	モズ科	チゴモズ				CR	CR	○	○				○
420	スズメ目	モズ科	モズ				NT		○	○		○		○
427	スズメ目	カラス科	カケス						○	○	ライン			○
429	スズメ目	カラス科	オナガ				NT		○	○				○
431	スズメ目	カラス科	ホシガラス				VU		○	○		○		○
435	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス						○	○		○		○
436	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス						○	○	ライン	○		○
438	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				VU		○	○	ライン	○		○
441	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ						○	○	ライン	○		○
442	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ						○	○	ライン	○		○
443	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ						○	○	ライン	○		○
445	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ						○	○		○		○
457	スズメ目	ツバメ科	ツバメ						○	○		○		○
461	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				NT		○	○		○		○
463	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ						○	○	ライン	○		○
464	スズメ目	ウグイス科	ウグイス				留		○	○		○		○
465	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				NT		○	○		○		○
466	スズメ目	エナガ科	エナガ						○	○	ライン	○		○
477	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ				VU		○	○		○		○
479	スズメ目	ムシクイ科	エゾムシクイ				VU		○	○		○		○
480	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ				VU		○	○		○		○
485	スズメ目	メジロ科	メジロ						○	○		○		○
492	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ				VU		○	○				○
500	スズメ目	レンジャク科	キレンジャク						○	○				○
502	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ				NT		○	○	ライン	○		○
503	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				NT		○	○		○		○

注) 種の指定等の要件

- I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物
特別天然記念物：特天、天然記念物：天然
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内希少野生動植物：希少
- III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔哺乳類〕」（環境省編 2020年）
「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔鳥類〕」（環境省編 2020年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧 I A 類：CR、絶滅危惧 I B 類：EN、絶滅危惧 II 類：VU
準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP
- IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020年見直し版－」本土部ランク
（東京都 2023年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧 I A 類：CR、絶滅危惧 I B 類：EN、絶滅危惧 I 類：CR+EN
絶滅危惧 II 類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：留
- V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
特定外来生物：特定

「No.」は「日本野生鳥獣目録」（平成14年7月環境省）による。

備考

任意：任意観察調査で確認

カメラ：センサーカメラによる自動撮影で確認

鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ



鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

